

国税庁、令和6年度改正を踏まえQ&Aを改訂

# ストックオプション付与決議に「募集事項の決定決議」を追記

令和6年度税制改正では、ストックオプション税制の大幅な拡充が行われている。改正後のストックオプション税制は、令和6年分以後の所得税について適用されるが、令和6年12月31日までの間に契約変更をすれば、改正後のストックオプション税制を適用することができる。今回の改正を踏まえ、国税庁は11月13日付けで「ストックオプションに対する課税（Q&A）」を改訂した。例えば、上場前の権利行使ができないとしていたものを可能にするなど、税制適格ストックオプションに係る要件と何ら関係のない事項に関する契約の変更であれば、税制適格ストックオプションとして取り扱うことができるとしている。

また、本誌が問題提起していた「ストックオプションの付与決議の日」については、会社法238条2項に定める募集事項の決定決議という旨が追記されている。

## 適格要件と関係のない契約変更なら税制適格を失わず

令和6年度税制改正では、ストックオプション税制の大幅な拡充が行われている。1,200万円とされている年間の権利行使価額については、会社の設立年数により、最大で3倍の「3,600万円」に引き上げられている。改正後のストックオプション税制は、令和6年分以後の所得税について適用されるが、令和6年3月31日以前に締結された契約について、令和6年4月1日から同年12月31日までの間に、①年間の権利行使価額の限度額、②発行会社自身による株式管理スキームに関する契約の変更をし、改正後税制に規定するそれぞれの要件を定めた場合には、令和6年度税制改正後のストックオプション税制の適用を受けることができる（本誌1014号参照）。ただし、令和6年12月31日までに契約を変更しなければならず、来年以降は、税制適格要件について当初契約の範囲を超える

契約変更はできない。

なお、今回の改訂Q&Aでは、税制適格ストックオプションに係る要件と何ら関係のない事項に関する契約の変更や、変更後の契約に従って権利を行使したとしても当初の契約に反した権利の行使とならない場合における契約の変更であれば、契約の変更後も、その権利行使は当初の契約に従って行われるものと同様と認められるとし、税制適格ストックオプションとして取り扱って差し支えない旨が明記されることになった（改訂Q&A問10）。例えば、上場前の権利行使を禁止していたものを上場前であっても権利行使可能とする変更や、権利行使を行わなければならない期間について、当初契約の範囲内の別の期間とする変更であれば税制適格要件は失わない。ただし、当初の契約の行使期間である「3～8年」を「2～10年」に変更する場合など、当